

第23回豊島廃棄物処理協議会議事録

日時：平成22年5月9日（日）13：30～16：00

場所：豊島公民館

I 出席協議会員（16名）

①学識経験者

（会長） 岡市友利、（会長代理） 植田和弘

②申請人らの代表者

大川真郎、山崎和友（石田正也代理）、中地重晴、山本彰治（長坂三治代理）、濱中幸三、
○安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、○井上貴義、三木誠、高木康博、大森利春、浅野浩司、木村士郎

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 約80名

②公害等調整委員会審査官 鈴木義和

③報道関係 8社（山陽新聞、NHK、共同通信、時事通信、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、四国新聞）

III 議事

司会者から次の報告があった。

- ・4月1日付人事異動で県側協議会員に変更があったため（井上環境森林部長、木村資源化・処理事業推進室長）、改めて協議会員全員の紹介を行った。
- ・石田協議会員の代理で山崎和友氏が、長坂協議会員の代理で山本彰治氏が出席されている。
- ・公害等調整委員会からは鈴木義和審査官が出席されている。

岡市会長挨拶（要旨）

- ・この6月6日で、調停成立から丸10年、処理事業開始から6年8カ月になるが、本年3月末時点での処理量が、約56%にとどまっており、今後の処理量アップ対策が課題となっている。
- ・水洗浄処理は環境にやさしく、豊島の汚染土壌を使った試験の結果、処理できることが確認され、昨年12月の管理委員会において承認いただいた。
- ・前回の協議会では、水洗浄処理について、県から正式な提案があったが、今回は豊島であらためて水洗浄処理や汚染土壌の運搬の基本的な考え方を県側から説明し、討議を進めていきたい。
- ・水洗浄処理を進めるには、調停条項の問題もあるので、協議会において結論を出していきたい。

議題

（1）協議会の運営について

- ・議事録署名人に、安岐協議会員と井上協議会員を指名し了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

（2）豊島廃棄物等処理事業の実施状況について

○県側

（豊島廃棄物等の処理量）

- ・昨年度末までの処理量は、371,203トンで、全体重量に対する処理率は、55.6%、昨年度の処理量は、70,153トンで、計画量に対する処理率は98.0%である。
- ・処理開始から7年目で、初めて年間の処理量が7万トンを超えるなど、これまでの処理量対策の成果が現れてきている。

- ・22年度の処理計画は、熔融炉で年間64,890トン。ロータリーキルン炉で6,000トン。特殊前処理で207トン、合計で71,097トンを計画している。

(副成物の有効利用量)

- ・副成物のうち、鉄と銅は、毎年度当初に入札を行い、単価契約を結び、概ね順調に販売できている。
- ・アルミニウムは、しばらく販売できない状況が続いていたが、今年3月の入札で応札があり、28.9トン販売した。
- ・熔融スラグは、県の公共工事等で有効利用をされており、順調に販売できている。
- ・粗大スラグ、シルト状スラグは、土壌比率のアップなどの処理量対策の影響と全体処理量の増から、発生量が増えている。
- ・仮置土は、昨年2月からキルン炉で高温熱処理し、昨年度、計3回、計2,900トンを九州のセメント工場まで海上輸送で運んでいる。

(豊島、直島の見学者数)

- ・豊島、直島ともに、最近、減少傾向であったが、昨年度は、直島側は平成20年度よりも200人多い3,600人、豊島側も1,800人を超える見学者を受け入れている。

○住民側

- ・今年度の処理計画では、昨年度実績と同程度を見込んでいるが、これまでと同じ土壌比率を続けると、最後は土ばかり残るようになると思うがどう考えているか。

○県側

- ・今後の状況は、廃棄物を掘ってみないとわからないが、今のところは、現在の混合比率を守りながら処理できると考えている。
- ・3月の管理委員会でも、分析して報告するように指示されたので、次回の管理委員会までにデータなども整理したい。

○住民側

- ・中間保管・梱包施設の廃棄物標本の下の方を見ると焼却灰の層があり、これから掘ることになるので、注意して計画を立てないといけない。

○県側

- ・最後まできちんと均質化物を作り、処理量を出していくことが必要であり、現場の掘削をしているクボタとも協議しながら整理したい。

○住民側

- ・処理量は増えているが、この混合比率を保たないと、カロリーがないものばかりが残った時にどうなっていくのか。次の対応を考えていかないと大変なことになってくる。

○県側

- ・ご指摘の点を十分踏まえ整理したい。

(3) 汚染土壤の水洗浄処理について

○県側

- ・汚染土壤の水洗浄処理については、昨年12月に開催された管理委員会において技術的な承認をいただき、今年1月に開催した処理協議会の場で、汚染土壤を豊島島外に持ち出して処理するオフサイト処理を正式提案した。
- ・本年3月に開催した管理委員会で、オフサイト処理を提案した理由を説明するとともに、汚染土壤の運搬の基本的な考え方を説明し、承認をいただいた。
- ・県がなぜ汚染土壤の水洗浄処理を島外で行うことを提案したのかについて、あらためて説明させていただく。
- ・1点目は、廃棄物等を少しでも早く処理できるという点である。豊島の廃棄物処理については、産廃特措法に基づく国の財政支援を受けている。この法律は、平成24年度末までの時限立法で、あくまでもこの法律の期限内に全量処理をするということが国の支援をいただく前提となっている。水洗浄処理を実施できれば、熔融処理と並行して汚染土壤を処理することができ、24年度末までの全量処理に一定の見通しが立つと考えている。豊島

- に残されている廃棄物等の1日も早い処理の終了は豊島住民の皆さんも望んでいることであり、現在の公害調停の精神にも沿うものである。処理が早く終われば、周辺環境への影響も抑えることができ、不測の事態の発生も少なくなる。
- 2点目は、重油を大量に使用する熔融処理に比べ、水洗浄処理が環境への負荷が極めて少ない処理技術である点である。水洗浄処理は、大型のドラム式の洗浄機の中で汚染土壌を水洗いし、粒度の大きさや比重により分級し有害物質を除去する。汚染土壌の水洗浄処理は、公害調停成立後に確立されたもので、土壌汚染対策法で認められた処理技術であり、多数の処理実績もある。昨年夏に、豊島の土壌を使って無害化処理の実験を行い、汚染物質の分離除去ができることを確認し、管理委員会の技術的な承認もいただいている。
 - 3点目の理由としては、熔融処理に比べて、処理コストが非常に安いということである。県の試算では、水洗浄処理にかかる費用は熔融処理の概ね半分程度と試算している。
 - 次に、昨年12月に開催された管理委員会で承認いただいた水洗浄処理の基本的な考え方について説明する。
 - 処理対象は、完了判定基準を超過した土壌のうち重金属等により汚染された土壌のみを対象にする。また、廃棄物等を含まない処分地にある覆土等で、直下汚染土壌と同様の汚染状況の土壌についても、この対象に含める。
 - 処理の期間は、平成23年度から24年度の2年間で行うが、実際の処理は23年の夏以降から始めたいと考えている。
 - 処理の基本方針として、可能な限り副成物の再生利用を図ること、汚染土壌の品質確認検査は、原則として100立方メートルごとに行うこと、洗浄水については、循環利用し、排水する場合は、排水基準を満たすこと、処理計画や処理状況の情報公開を行うこと、を基本として進めていく。
 - 土壌の最小分級の粒径は、75 μ mの性能を有し、75 μ m～2000 μ mの土壌についても、細区分が可能な分級設備を持つところで行いたい。
 - 汚染土壌の処理能力は、推計量に見合う処理能力を有し、濃縮汚泥の発生をできるだけ抑制するのが望ましいと考えている。
 - オフサイト処理の場合、土壌汚染対策法の認定施設であること、受入先施設を所管する自治体の理解があること、漁業関係者等の理解が得られること、を基本として行いたい。
 - 次に、県が汚染土壌の島外処理を提案した理由について、1点目は、汚染土壌の量が確定しないため、オンサイト処理の場合、最大量を想定した過大設備となる可能性が高いことである。公害等調整委員会のボーリング調査に基づく試算では、廃棄物直下の汚染土壌の量は8万7千トンと推計されているが、水洗浄処理の対象となる汚染土壌は重金属等で汚染された土壌のみとし、VOCsで汚染された土壌については、平成25年度以降の地下水浄化の中で対応する計画で進めている。重金属等で汚染された土壌の量は、推計約6万トンで、全体量8万7千トンの約7割弱になると考えている。県の試掘調査結果を見る限りでは、水洗浄処理する土壌は、公調委のデータよりかなり量的には減ってくる可能性があると思っている。島の中に大きなプラントを持ち込むと、稼働せず遊んでしまう可能性もあり、効率性の面から、島外に持ち出し処理した方がよいと判断した。
 - 2点目は、オンサイト処理の場合に、処理後の汚泥を、直島の間接処理施設で処理しなければならないが、その余力がないということである。
 - 3点目は、オンサイト処理の場合、狭い処分地の中にプラントを据え付けることになり、処分地の開放面積が広がるとともに、安全対策上もいろいろな問題が生じる可能性があるということである。
 - 4点目は、オンサイト処理の場合、オフサイト処理に比べて処理費用が割高になることである。
 - 県の試算では、8万7千トン全量を処理すると仮定した場合、熔融処理で約41億円、トン当たり4万7千円、オンサイト処理する場合で約26億円、トン当たり約3万円、オフサイト処理する場合で約20億円、トン当たり約2.3万円と、オフサイト処理が最も安価である。

- ・処理対象土壌が減少すれば、オフサイト処理の場合は、初期投資が不要なため、他の処理方法に比べてさらに割安になる。
- ・以上、4点の理由から、オフサイト処理を提案している。

○住民側

- ・公調委の合意事項は、汚染土壌は撤去して処理し、撤去後、地下水が汚染されている場合には水処理をするという理解をしていた。VOCs汚染土壌を水洗浄処理ではなく、地下水浄化で対応するという点について説明をお願いしたい。

○県側

- ・VOCs汚染の場合は非常に水溶性が高いので、土壌を掘削除去しても、完全に浄化するのは難しい。高度排水処理施設の地下水浄化の中で行えば、廃棄物の撤去も終えた後なので、一定期間で無害化ができるということで、管理委員会の技術的承認もいただいたと理解している。

○住民側

- ・公害調停の成立時点の私たちの理解では、環境基準を超えた土壌については掘削撤去と理解している。VOCs汚染土壌をその場に残して、地下水揚水処理をして、自然にVOCsが減るのを待つという理解はしていないので、撤回していただきたい。

○県側

- ・VOCs汚染土壌は、量的に非常に少ない量ではないかと思っている。岩手県など他の不法投棄案件でも、VOCs汚染土壌については、地下水浄化で処理しているので、その方が非常に効率的にできるのではないかと思っている。
- ・水洗浄処理については、こうした方法で処理していきたいという提案で、これまで管理委員会の中でも説明し、技術的な承認をいただき、これまで処理協議会でもそのように説明してきた。

○住民側

- ・岩手県でも、高濃度の10倍を超えたものは撤去した後、地下水浄化をしている。一般的には、VOCs汚染土壌の浄化は10年から20年かかっている。それなら取った方が早いと私は思う。

○県側

- ・1月の処理協議会の場で配布した資料にも、VOCs汚染土壌については地下水処理と併せて高度排水処理施設を利用した揚水処理等を行うと記載をしている。こうした基本的な考え方を、管理委員会でも説明し、この処理協議会の場でも説明している。
- ・確かに24年度末までにはできないというのは事実だが、県の調査ではVOCs汚染土壌は出ていないこと、仮に出たとしても汚染濃度はかなり低いと考えられるので、地下水浄化の期間の中で、やれると思っている。

○住民側

- ・公害調停で定めた枠組みは2つあって、産業廃棄物と下の汚染土壌は28年度末までに行い、地下水は、きれいになるまでやるとなっている。この枠組を変えるのか。

○県側

- ・VOCsの汚染は水溶性が高いことを考えると、地下水を浄化する中で行うのが効率的だと考えている。
- ・これまでの地下水浄化作業の中で、結果的に土壌の浄化もされてきている。その結果が、公調委のデータに比べて汚染がかなり改善されている原因になっているのではないかと考えているので、VOCs汚染土壌は地下水浄化処理を提案している。

○住民側

- ・調停条項では、廃棄物を掘削した後、環境基準を超えた汚染土壌は撤去して無害化処理をすると決めている。環境基準を超えたものは掘削除去をするということを確認したかっただけである。

○県側

- ・公害調停では、28年度末までに処理を終えるものに汚染土壌が含まれていることは承知

しているが、24年度までに廃棄物の処理が終われば、地下水浄化により、かなり早い段階で環境基準以下に下がり、土壌も浄化できるのではないかと管理委員会も考えている。

○岡市会長

- ・管理委員会では、VOCs汚染はそれほど大きくはないだろうという認識のもとに動いている。
- ・汚染土壌を撤去した後も地下水が汚染されているのであれば、高度排水処理施設を残して、地下水を処理していくということで考えており、何年かかるかという問題は、管理委員会でも予想はしていない。

○住民側

- ・言っている意味はわかるが、調停条項の文章や条項を変えず、それとは違うことを行うということではいけない。本質的にどうやれば解決に向かうのか、原状回復ができるのかということをお互いに踏まえてやっていかないといけない。そのことも含めて話し合いのテーブルに載せておかないと、それは違うということになったら大変なことになる。

○岡市会長

- ・今、安岐さんの発言については、管理委員会にも、それを提示しながら議論を進めてもらうように、私からも話をしておきます。

○住民側

- ・直下土壌は思ったより少ないのではないかと県から話があったが、実際に掘ると、思ったよりたくさんあったということも今から想定しておく必要がある。

○県側

- ・汚染土壌の状況は、本当に掘ってみないとわからない。今は、公調委が行ったボーリングデータに基づく推計重量8万7千トンというデータしかない。その後県が何度か試掘した結果では、汚染の状況が非常に低く、VOCsでの汚染は今のところ出ていない。そうしたことから推察すると、量的にはかなり減るのではないかと考えている。

○住民側

- ・廃棄物の量については、これまでもいろいろと変わってきている。少なめにみているように思うが、多かったということになったら、国の財政支援がある間にできなくなる。水洗浄処理の実施時期についても23年の夏ごろからで果たしてできるのかどうか。
- ・本来なら直下土壌も含め熔融処理し、それにはこれだけの年数がかかりますよとって取り組んだのが、こうなっているのだから、そこも踏まえ考えてもらわなければならない。

○県側

- ・量については、平成7年9月の公調委のボーリング調査のデータに基づき、平成14年5月の第4回の技術委員会で承認いただいた数字である廃棄物直下の汚染土壌が5万立方メートル、湿重量で8万7千トンで、このデータをベースにしている。
- ・仮に8万7千トンあったとしても、オフサイト処理の場合、受入施設の処理能力が非常に高いことから、23年夏から処理を開始しても、十分処理できると考えている。

○住民側

- ・前回の処理協議会の資料の中では、確かにVOCs、揮発性有機化合物は地下水処理と併せ、高度排水処理施設を利用した地下水揚水処理等と書いている。
- ・VOCsで汚染された土壌も水洗浄処理すると理解していたが、認識が甘かったと思っている。

○住民側

- ・調停条項の中で、廃棄物と汚染土壌は処理年度が決まっており、VOCs汚染土壌も水洗浄処理の対象の中に入ると思っていた。
- ・高度排水処理施設を利用して浄化していくということだが、公害調停の合意文章の中にある搬出し、焼却熔融処理はしないということを管理委員会に伝えてほしい。公害調停の内容も変えようとするのか、どうなのかは話し合わなければならない。
- ・管理委員会としても、廃棄物が除去されれば、時間の経過とともにVOCs汚染は減り、

ほとんどゼロになってくるということなのかどうか。

- ・そもそも10年で処理の片が付くという話が、直島の処理施設では不可能だから水洗浄処理に回すということが基本になっている。
- ・今ある情報を全部出して話し合いの土俵に載せておかないと駄目だ。

○住民側

- ・国の実態調査でVOCs汚染土壌が高かったところは、中間保管・梱包施設の辺りで、施設をつくるために岩盤のところまで掘削をしているので、浅野委員が言うようにVOCs汚染土壌がどれだけ残っているのかわからないという話だと思う。
- ・土壌環境基準を超えたものについては掘削して処理するというのが我々の見解であり、それに合った形の処理方式を提案してほしい。

○岡市長

- ・そのときの処理というのは、水洗浄処理も含んでということか。

○住民側

- ・水洗浄処理するのか、溶融処理するのかは別にして、掘削して無害化するというのが公害調停の内容である。

○岡市長

- ・技術的に水洗浄処理そのものを否定するというわけではないわけですね。
- ・次の汚染土壌運搬の基本的考え方の説明に進んでください。

○県側

- ・資料2の3頁をご覧ください。
- ・島外処理については、この3月に開催された第21回の管理委員会で説明し、承認をいただいた。
- ・まず、処理は、23年度と24年度の2年間で行う計画としている。
- ・運搬の基本方針として、環境省が近く策定するマニュアルに沿った形でやっていきたいと思っている。搬出、輸送に関しては、土壌の飛散、浸出水の流出等による汚染がないように行っていきたい。島外搬出は、海上輸送で考えている。

土壌の運搬は、土日又は直島側の施設が定期整備で休んでいる6月又は1月の時期に行いたい。処分地内には積み替え保管場所を設けたい。船からの積卸しは、当該施設を所管する自治体の条例、各施設の管理規定に従うこととしている。搬出時には、事前に関係者へ連絡し、輸送、処理の実績の情報公開を徹底したい。

- ・資料2の6頁をご覧いただきたいが、汚染土壌の搬出、船積み経路は、処分地北東部の積替え場所で積み込み設備を用いて運搬車両に土壌を積み込み、中間保管・梱包施設で計量、車両洗浄後、栈橋に向かい、輸送船の中まで入り、船上でダンプアップする流れで作業を進めていきたい。積替え施設は、積出船2隻分程度を仮保管できる場所を確保したい。
- ・運搬する車両は、飛散防止対策を徹底するとともに、決められた経路を通り、制限速度を遵守する。
- ・使用する輸送船は、汚染土壌の推計重量を期間内に搬出可能な積載量を有する船とし、豊島の栈橋に接岸でき、受入先施設まで安全に航行できる機能を備えた船としたい。輸送船は運搬車両が直接船に乗り入れることができる構造の船とし、散水用のタンクなどを積み込むとともに、排水が海域に流れないように汚水貯留タンクも船の中に備え、汚染水については陸上に着いた時に処理していきたい。
- ・海上航行中は、飛散防止のためシート掛けをして、航路は、安全性と経済性に配慮するとともに、漁期や漁場なども考慮したい。
- ・受入側施設は、専用岸壁又は専用岸壁と同等の管理を行っている岸壁を使用することとしたい。
- ・汚染土壌の積替えについては、土壌汚染対策法の積替基準を遵守することとしたい。
- ・24年度末の全量処理には不可欠な処理方法と考えており、皆様方のご理解を得たいと考えているので、よろしくお願ひしたい。
- ・今後、管理委員会の助言をいただきながら、搬出運搬方法についてさらに詳細な検討を進

めるとともに、この処理方式が調停条項に明記されていない処理方法であることから調停条項上の整理が必要と考えている。

- ・整理方法は、調停条項の変更のほか、調停条項は変えずに水洗浄処理に関する新しい合意文書を形成する方法などがある。本日もご了解いただけるのであれば、調停条項の整理方法についての協議を並行して行い、次回の処理協議会までに調停条項の整理を終え、皆様方と合意形成ができればと考えている。

○岡市会長

- ・ただいま2つの問題がありました。1つは運搬の問題であり、もう1つは今後のスケジュールの問題です。

○住民側

- ・どのように汚染土壌の掘削をするのか、掘削をした後の整地についての提案はあるのか。
- ・搬出・輸送計画及び実績については情報公開を行うとあるが、委託先がどのような操業をしているか等については、情報公開するのか。

○県側

- ・土壌掘削については、掘削完了判定で、基準を超過している部分の表層50cmを掘削していく。
- ・掘削した後の状態は、掘削完了判定しなければわからない。
- ・最終的な処分地の整地については、技術検討委員会で検討され、切盛土の工法で行うことが既に承認されているので、それがベースになる。
- ・処理状況については、情報公開を徹底し、定期的に処理状況を確認し、事業者からも報告を求め、その内容を公開する形でやっていきたい。

○住民側

- ・直下土壌と廃棄物の境目をどのように掘削していくのか説明してもらえるとわかりやすいと思う。

○県側

- ・そこは我々も一番頭を悩ませているところである。直島の間処理施設で熔融処理しなければならぬ廃棄物の量はできるだけ減らしたいと思っており、そのためには、廃棄物の底面と、土壌との境目をいかにきちんと掘削していくかが重要だと思う。廃棄物層を下の土壌に押し込んだり、下の土壌と廃棄物を混ぜたりしないような形で廃棄物だけをうまく掘削していくための方法を、処分地で実験したいと思っている。実際の掘削までは少し時間があるので、その中で検討をしていきたいと思っている。

○住民側

- ・産廃特措法では、計画変更についても環境大臣の同意が必要だが、今後どのように進めて行くのか。

○県側

- ・今回合意できれば、国と水洗浄処理を含めた実施計画の変更協議を始めたいと考えている。
- ・まずは皆さん方との合意形成を先にさせていただきたいと思っている。

○住民側

- ・オンサイトであれば、洗浄して無害化された土壌は残る。無害化されたものは残しても差し支えないと思うが、持ち出して処理したら、大きな穴があき、跡地の利用ができにくくなる可能性がある。跡地が使えるか使えないかは大きな問題になるので、これも含めて今後の検討課題ということにさせていただきたい。

○県側

- ・現在の公害調停では、土壌も含めて島外に持ち出すことになっているので、汚染土壌を持ち出して処理するオフサイト処理の方が調停条項に近い形になっている。

○住民側

- ・後のことを十分考慮した中でご配慮いただけるように、今後の課題として考えていただきたい。

○住民側

- ・我々住民会議としては、今日の県の提案を受け、地区の説明会とか、役員会とかを持って、合意形成を図っていききたい。その合意形成がある程度できた時点から、調停条項のことについて検討していくということになると思う。
- ・次回の処理協議会は、予定としては決まっているのか。

○県側

- ・日程の最終調整中で、8月1日の日曜日で可能かどうか、調整している。

○住民側

- ・正直なところ、今日、もう少し具体的な提案があるのかと思っていて。公害調停の時は、直島の三菱マテリアルの敷地内にどこかのメーカーのものを入札して建てるという話であつたので具体的にイメージしやすかつた。
- ・溶融炉を性能発注したときのように、この要件に収まる方で入札参加してください、その情報の範囲の中で判断をしなければいけないということになるのか、それとももっと具体的なことを知ることができるのか、伺いたい。

○県側

- ・水洗浄処理の技術要件を検討する際には、オンサイト処理で8社、オフサイト処理で5社から提案があり、管理委員会の技術的な結論としては、いずれの事業者においても、浄化処理は可能との結論になっているので、どの事業者でも処理は可能と考えている。
- ・島外に持ち出す場合、海上輸送という問題があり、3月の管理委員会でも海上輸送の専門家である鈴木委員から安全面、輸送のコスト面などを考えると、豊島から近い場所で処理をするのが一番良いとの指摘もいただいた。
- ・そうした中で一定の性能要件を満たすような形で入札ができないかと考えているが、まだ具体的に申し上げることはできない。

○住民側

- ・今日のVOCsの部分の解釈をどうするかは、かなり大きな問題と思うし、もっと議論を詰めていかないと、秋までに進めるという話なら、もう少し密度が必要な気がする。

○岡市会長

- ・定例の事務連絡会その他でということは、県の方はできますか。

○県側

- ・VOCsの話については、これまでも説明しており、理解いただいているものと考えていたので、本日のような話になることは予想していなかった。これから毎月事務連絡会を開くので、そうした場で話し合いが進んでいくのであれば、可能と思っている。
- ・VOCs汚染は地下水浄化の中で行っていきたいと思っているので、是非御理解をいただきたい。

○住民側

- ・この水洗浄処理だが、6、7年前にわかっていたら、処理期間が短縮できたのではないか。

○県側

- ・平成15年に土壤汚染対策法ができ、その中で確立した処理技術であり、検討は、18年の後半、19年頃からは行ってきた。

○住民側

- ・溶融処理と水洗浄処理では、かなり費用が違う。この処理を今から使うのであれば、今まで溶融処理してきたことは無駄と思う。

○県側

- ・土壌の場合は水洗いできるが、廃棄物は、溶融処理しなければならない。

○住民側

- ・8月に協議会を持とうというのは、この時に文書確認を行い、最後の決着までつけるという趣旨か。

○県側

- ・そういう形になればよいと思っているが、今日の双方の認識の違いをどう調整していくかである。

○県側

- ・実質的に新たな処理方式について合意が得られれば、次回の協議会での成立も、可能ではないかと希望しているというのが実情である。

○住民側

- ・次の処理協議会を目途とするのであれば、今、認識が違っている部分についてどのようにしてお互いが納得できる内容にするかという道筋を作る必要がある。スケジュールを立てて双方で話し合い、詰めていくことが必要だ。

○住民側

- ・合意に至るには、管理委員会を1回開いて整理してもらわないと、難しいのではないかと。次回の管理委員会は、9月か10月なので、それまでに合意するのは、難しいと思う。

○岡市長

- ・管理委員会が整理するというのは、何を検討してもらうのか。

○住民側

- ・掘削や運搬の話はあったが、どのように掘削をし、どのように整地をするのかという全体の流れが明らかにならなければ、合意という話にはならないと思う。

○岡市長

- ・直下土壌を全部取り除いた後の整地まではっきりしないと、合意には至らないということか。

○住民側

- ・どのようにするかという基本的な流れを示してもらわないといけないと思う。

○岡市長

- ・そこまでなければ合意に至らないということか。直下土壌を取った後、どうするのかについては、管理委員会は今、最終合意に書かれてある範囲で理解している。

○住民側

- ・今決まっていることは調停条項の範囲しかない。次々と掘削面を変えながら仕上げていくような形になった場合、最終的にどうなるんだろう、どういうふうにしていくんだろうという考え方は、やはりお聞きしないとけない。
- ・今のところは切盛でということだが、実際に仕上がっていく面が出てくるとなると、そこは後で考えてという話にはなりにくい。
- ・終わり方、仕上がり方について、今の段階でどのようなイメージを持っているかということとは、全然無縁な話ではないと思っている。

○県側

- ・処分地の後の整形の話については、平成11年の5月の技術検討委員会の中で、基本的に切盛土の形で整地をしていくという結論が出ているので、県としてはそういうやり方でやっていくのが基本だと思っている。その部分が今回の水洗浄処理の提案と一体でない議論ができないということではないと思っている。
- ・VOCsの話については、汚染状況などから見て、管理委員会の方もそうした方法でよいという判断をいただいているので、今回の提案はこうした技術的な面を踏まえた提案だと理解いただきたい。
- ・県としては、できれば7月の処理協議会の場で合意形成ができるよう準備も進めていきたいと思っている。解決しなければならない課題の部分は、これからの事務連絡会の場等で説明していきたいと思っている。

○岡市長

- ・8月中に合意形成が図られ、調停条項についての文言調整がされる段階に至らなければ、極めて難しい状態になるのではないかとと思っている。また管理委員会その他とも諮りながら進めざるを得ないということになると、25年3月までに処理が終了するのかという懸念もある。
- ・議長としては、今日は、水洗浄でよろしかろうというぐらいの話まで詰めていければと、思っていたのだが、その点はどうでしょうか。

○住民側

- ・今日集まっている人たちは、調停申請した549人のほんの一部でしかない。豊島のやり方は、全部の人たちに諮って、それで理解してもらって、手間暇はかかるかもわからないが、一歩ずつ積み上げてきた。この場で決めてくれと言われても、決められない。

○岡市会長

- ・それは、よく私もわかっている。ただ、次の8月の協議会に進めるために、水洗浄の方法そのものだけに限って、理解いただけるかどうかというのが私の話です。
- ・技術的に管理委員会その他でいろいろ議論して、先ほど浅野委員が言われたように、経費的にも環境的にもかなり、オフサイト処理を行うことにより、豊島の廃棄物処理は進むということであれば、できるだけ前へ進めていきたいというのが、議長としての考えです。

○住民側

- ・議長の言われる趣旨はよくわかります。そういう作業に入らないといけないと思いますが、おそらく作業をやっていく過程で、もう少し協議をしたいことが出てくる。その時に、処理協議会を何回も開くというのは大変ですから、もう少し小回りの利く協議の場というのが必要で、現在行われている事務連絡会をもう少し強化する形で、場合によっては管理委員会を開いてもらわないといけないかもしれないけれども、双方の弁護士も入って協議する必要があるのではないかと。
- ・最終のゴールの時期を設定して進めていく方が現実的と私は思う。

○岡市会長

- ・県側はどうですか。

○県側

- ・秋までに合意形成を図りたいと思っているので、そういうゴールを設定する中で協議を引き続き続けていかなければならないと思っている。
- ・8月1日までにそうした場が必要ということであれば、県の方もそうした場で説明し理解を得るよう努めていきたい。

○住民側

- ・跡地の整理は管理委員会でこのように決まっているということであれば、一連の流れとして示していただきたい。この資料だけでは水洗浄処理はこうだという話にはならないので、全体の計画書みたいなものを出してもらって、もう少し詳しく説明ができる形にしてもらえないか。

○岡市会長

- ・もう少し詳しくとは、具体的にどのようなものを考えているのか。

○住民側

- ・跡地の整地はこういうところまで検討が済んでいますということを文書で示してもらえないといけない。
- ・切盛で工事はすると決めたと言っているのだから、今までの検討結果というのを示していただきたい。住民は今、いくつか質問したわけですから、それに答えられる形の全体計画案みたいなものも示していただきたい。

○県側

- ・今回、県は、この処理を24年度末までに終わるために、水洗浄処理という方法を提案させていただいている。これは、一日も早く処分地から廃棄物を撤去したいという思いから、提案したものである。
- ・VOCsの問題については、今後話し合いを進めていかなければいけない課題だと思うが、跡地について、今現在、どういう形になるかわからない状態で、その形を示せというのはなかなか難しいと思っている。

○住民側

- ・こちらが質問していることについて、住民の人たちに説明ができるような資料を用意してくれという話である。
- ・跡地の方については、平成15年か何かに決めましたというのであれば、それを付けても

らって、全体計画案みたいなのを一応示していただきたい。

- ・水洗浄処理を駄目だと言っているのではなくて、説明するために、一応今決まっているのはここまでということがはっきりわかるような形で示して欲しい。

○県側

- ・中地委員が求められている説明資料のイメージが掴みにくいが、掘削完了の部分については、技術検討委員会の資料なので、いつでも示せる状況にあり、出すことには何ら支障はない。

○岡市会長

- ・住民会議の方から具体的にこういうものを出してほしいということを県側に伝えていただいたら、県側は、答えられる範囲で答えるということです。

○住民側

- ・でも、協議はしなければいけませんよ。

○岡市会長

- ・それはそうです。

○住民側

- ・今の事務連絡会だけではなくて、改めて協議する場が必要ということです。

○県側

- ・資料は事務連絡会の場を使って皆さん方にお渡しする形でよろしいですか。協議会員の皆さん方は、いつも全員がおそろいになるわけではないので、協議会員全員にお渡しいただけるような形でよろしいですか。

○岡市会長

- ・まず、住民会議の方から質問を出して、事務連絡会、あるいは、拡大事務連絡会というものを作り、そういう中で少し詰めていただけたらと思います。

○住民側

- ・弁護士さんも入って、具体的に質問があれば、それに対する答えが返ってくるというような、そういう形で議論ができる場を設けたい。日程調整とかはなるべく早くやってもらって、先に資料を要求するので、その資料を出してもらい、不足している資料があれば再度要求するというような形で会を重ねていって、詰めていくということにしたらどうか。

○岡市会長

- ・それで、県側はよろしいでしょうか。

○県側

- ・わかりました。それについては、こちらの方も対応したいと思います。

○岡市会長

- ・随分熱心な議論をいただきましたが、ここは冷静に、共創の理念で物事を解決していきたいと思っておりますので、双方よろしく願います。よろしいでしょうか。

(4) その他

①廃棄物・土壌の境界部位掘削試験計画について

○県側

- ・資料3により説明を行った。

○住民側

- ・このI3というのは、今、水の下ではないか。

○県側

- ・今年は非常に雨が多く、現地はまだ水が溜まっている。東トレンチを遮断して、ポンプで水をくみ上げていき、試験できるような状態を5月中につくっていききたい。

○岡市会長

- ・これは管理委員会からも指示があったことなので、こういうことでよろしいでしょうか。

②調停成立10周年記念行事について

○住民側

- ・この6月6日に公害調停10周年を記念して集会を計画しており、知事に出席いただいて、記念植樹をしていただきたいと考えている。
- ・公害調停に10年間かかわってこられた先生方をお招きして、10年間の思いを語っていただきたいと考えている。真鍋知事、岡市先生、永田先生、大川先生、私で、考えている。
- ・来賓は、処理協議会の植田先生、それから、豊島の応援団の弁護団の先生方、豊島ネット、環瀬戸内海会議を招待したいと考えている。

○岡市会長

- ・特になければ、本日の議題は終わりました。先ほども申したように、住民会議の方から質問を出し、県側から回答を得て、拡大事務連絡会で話し合う形で進めていただきたい。
- ・植田先生、最後に何かありますか。

○植田会長代理

- ・私はこの職をお引き受けした時、進行管理が極めて重要だということをこの場で申し上げたが、こういう議論が今出てくるというのは、進行管理が非常に不十分だと思う。
- ・豊島の問題は豊島だけの問題ではなくて、原状の回復をするという社会的使命を持つ、非常に大事な課題だと思うが、機敏に対応する体制がまったくできていない。
- ・もっと早く具体的論点が解決できるように、両者ともよく肝に銘じて、体制自体も改善していただきたい。
- ・合意のための基礎情報を両者が確実に同じものを持ち、その上で、認識の多少の違いは出てくるので、そこを議論して、どういう方向でということをもっと速いテンポでやらないと、間に合わない話になってしまう。そのための体制改善を申し上げて、私の挨拶にします。

○岡市会長

- ・どうもありがとうございました。植田先生のおっしゃったとおりで、なかなか問題の共有が難しかったんだなという気がしている。
- ・片方では進めなければいけない、島の方は跡地はいったいどうするんだという懸念もあり、その両方をお互いが素直に出し合って、話を進めていただきたいと思います。どうも植田先生、ありがとうございました。
- ・それでは、ほかに何かありませんか。

○住民側

- ・最後をお願いしたいが、処理方法を変更することは、調停条項に反するという事で、これに同意するという事は、大変な事である。我々としては同意しようという気持ちにまでなっている。跡地利用の問題は豊島住民としては、一番大きな今後の課題であり、跡地は使えないということでは、住民として納得できない。
- ・調停条項にない、処理方法に変えていくことに同意しなさいというのであれば、我々としても跡地の問題を今後の課題として、特にお願いしておきたいと思う。

○岡市会長

- ・本日の協議会はこれで閉会します。次回は話し合った上で日程を決めたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成22年 9月15日

議事録署名人

議 長 岡 市 友 利

協議会員 安 岐 正 三

協議会員 井 上 貴 義